



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2024.4月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL: 03-6265-1686 FAX: 03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

## 固定残業代の危うさについて

### 1 はじめに

先ごろ、ある企業が新卒者初任給を10万円引き上げて40万円にするというニュースが話題となりました。しかし就職情報サイトなどで内容を調べてみると、固定残業代月80時間分が含まれるとのことで、SNS上でも疑問や懸念の声が散見されました。

今回は、固定残業代制度と長時間労働、固定残業代制度の危うさについて考えてみたいと思います。

### 2 長時間労働を前提とする固定残業代制度と公序良俗違反

いわゆる固定残業代制度の有効要件として、①所定内賃金部分と割増賃金部分を明瞭に区別できること、②当該固定残業代が割増賃金に相応しい対価性を有していることが挙げられます。しかしこれらを満たしていても、引当時間が長時間労働を前提としたものである場合、そのこと自体が公序良俗に反するとして固定残業代制度全体が無効になるリスクが高まります。

裁判例では、おおむね月100時間分の固定残業代制度を無効としたもの（マーケティングインフォメーションコミュニティ事件）、月80時間台の固定残業代制度を無効としたもの（穂波事件、イクヌーザ事件）などがあります。いずれの裁判例も、当時の36協定で定められる時間外労働時間上限を大幅に超えていたことや、脳心臓疾患における労災認定基準に相当する引当時間であったことなどから、当該固定残業代制度の公序良俗違反を認定しています。

### 3 固定残業代制度のリスクとあるべき対応策

平成31年に働き方改革関連法が成立し、36協定における時間外労働の上限規制がより厳格になっていることを踏まえると、前記のような過労死ラインレベルともいうべき引当時間を定めた固定残業代制度が公序良俗違反で無効とされるリスクは極めて高いというべきでしょう。通常の36協定により延長できる労働時間の上限規制である「月45時間以内」を、固定残業代制度

が有効となる上限の目安とすべしと指摘する専門書も見受けられます。

固定残業代制度が無効と判断されると、固定残業代も含めた計算で算出された残業代を改めて支払うことになり、会社としてはきわめて大きな経済的打撃を受けることになります。そうでなくても、固定残業代制度自体、使用者に「従業員に〇〇時間残業させたい」という心理が働いてしまい、結果としてそれ以上の長時間労働を招きやすいという側面もあります。

そうすると、そもそも固定残業代制度を採用せず厳格に時間管理を行って残業代を支給するか、固定残業代制度を採用する場合も引当時間を月45時間以下に抑えることがもっとも望ましい対応であるといえそうです。のみならず、しかるべき人数の従業員を雇い、全員の生産性を上げ、できるだけ定時退社するよう奨励することこそが、これからの企業のあるべき姿なのでしょう。



【柏法律事務所】

所属弁護士:若松 俊樹(わかまつ としき)

#### プロフィール

東京大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録以降東京で6年、茨城県水戸市で6年半強ほど一般民事や企業法務などの分野で執務。現在は柏事務所、交通事故、労災事故、離婚・不貞問題などを中心に活動を行う。趣味は読書や音楽鑑賞、好きな言葉は「鬼手仏心」、

「神は細部に宿る」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで各地域で対応しており、企業顧問は千葉県を中心に50社以上担当しています。お気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

## 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

## (オンライン対応) セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【上野法律事務所】TEL:03-5834-3075

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350

## 片親の異なる相続人間での遺産分割事件

ご依頼者	Xさん、Yさん
相手方	Vさん、Wさん
被相続人	Aさん
解決方法	交渉
解決までに要した期間	9か月

### 本件の事実関係

XさんYさんは、Aさんの後夫との子、VさんとWさんはAさんの前夫との子でした。

Xさんは、Aさんの隣の敷地に居住しておりましたが、VさんやWさんと話したことは全くなく、どこに住んでいるのか、どのような人なのかもわかりませんでした。

Aさんが亡くなり、VさんとWさんという相続人の存在が判明したものの、住所等がわからず、また、どのように接触したらよいのかもわからなかったため、当事務所に相談に来られました。

### 解決までの流れ

Aさんの遺産は、預金と貸金庫内の現金、自宅でした。遺産の調査やVさん、Wさんの所在調査は難なく進みました。

しかし、VさんやWさんの人となりは全くわかりませんでしたので、どのようにして接触するか、非常に悩みました。

このような場合、相続放棄を求める書面を送付する弁護士をよく見かけます。介護等を行ってきた依頼者の要望が強いことは重々理解できるのですが、たいていの場合、相手方の不信任を買い、弁護士に相談されたり、法的手続きに移行し、解決が長期化したりします。私もこのような書類を受領した側の相談を受けることがよくあります。この場合、相手方が遺産を隠匿しているのではないかといらぬ不安を持たれることもよくあり、

解決が非常に難航します。

XさんやYさんと相談し、このようなリスクを踏まえつつ、経済的な利益を最大化すべく動くか、VさんやWさんの感情を逆なでしないような提案にするか、打合せを重ねました。その結果、相続人全員が公平な遺産分割となるような提案を行うこととなりました。VさんとWさんには、遺産の一覧や裏付け資料を全て送り、法定相続分に則って分割を行いたいこと、預金の解約等の手続きは弁護士が行うので、遺産分割協議書に署名捺印した後は、弁護士からお金を支払うことを説明した書面を同封しました。

しばらくして、VさんとWさんからそれぞれ電話があり、電話にてあらためて説明を行ったところ、当方の提案を快諾していただきました。VさんやWさんは、弁護士費用や税理士費用がかからないかといったことも心配されていましたが、そのような費用はかからないことも丁寧に説明し、納得いただけました。

本件では、戸籍の誤記の訂正や貸金の解約等時間のかかる手続きもありましたが、当事者全員が気持ちよく解決をすることができました。その後、VさんとWさんから、Aさんのお墓の所在を尋ねられ、VさんとWさんでお墓参りにも行っていただけようでした。



【千葉法律事務所】

所属弁護士：今井 浩統(いまい ひろのり)

### プロフィール

東北大学法学部卒業、早稲田大学法務研究科修了。弁護士登録後は主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚・不貞問題、中小企業法務(労務問題)を中心に、多くの方の法律トラブルをしっかりと手助けできるよう活動を行う。趣味はソフトテニス、ゴルフ、アコースティックギター、ドライブ、好きな言葉は「どんなことでも楽しまなくては損」。

## 弁護士異動のお知らせ

2024年4月より下記3名の弁護士が法人内で異動となりました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

- 東京事務所：神津 竜平 弁護士 (船橋事務所より異動)
- 船橋事務所：西池 峻矢 弁護士 (市川事務所より異動)
- 市川事務所：今福 康裕 弁護士 (船橋事務所より異動)

## 編集後記

新紙幣の発行開始が本年7月3日よりとのこと、2004年以来、20年ぶりの一新です。

今回の変更では、新1万円札が渋沢栄一、新5千円札が津田梅子、新千円札が北里柴三郎となり、1万円札の人物の変更は1984年に聖徳太子から福沢諭吉になって以来という面でも話題になっています。また、表面ばかりが目立って目立ちますが、裏の図柄は、新1万円札が東京駅舎、新5千円札が藤の柄、新千円札が葛飾北斎の富嶽三十六景の一つ「神奈川冲浪裏」と、個人的にはこちらも楽しみです。

他、今回の新紙幣の特徴は下記とのこと。

- ・世界で初めてとなる最先端のホログラム技術が導入され、紙幣を斜めに傾けると肖像が立体的に動いて見える
- ・金額はこれまで漢字の方を大きく表記してきたが、新紙幣は洋数字を大きくする など

東京日本橋にある貨幣博物館では、「新しい日本銀行券2024 -匠の技とデザイン-」と題し、新しい日本銀行券の特徴や、江戸時代から引き継ぎ、発展させてきたお札の偽造防止技術の特別展が開催中とのこと。新紙幣発行前に訪れてみるのもよいかもしれません。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【上野法律事務所】TEL:03-5834-3075

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350